

留萌市少額契約希望者登録申請の手引き(令和5・6年度用)

留萌市少額契約希望者登録名簿への登録を希望する方は、下記の要領に従い申請書を提出してください。

1 基本的登録要件（申請日現在）

申請を行うには次の各号の全てを満たす必要があります。

- (1) 留萌市内に本所・本店を有する法人又は留萌市に住民登録を有する個人
- (2) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに未成年者でない者
- (3) 破産者でない者（復権を得ている者は除く。）
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定しない者、又は、暴力団員が実質的に経営を支配していない法人
- (5) 納期を迎える全ての市税及び市税外使用料について完納している者

2 少額契約の種類ごとの登録要件（申請日現在）

- (1) 物品の購入、修繕（施設の修繕を除く）及び役務の提供（以下「物品の購入等」という。）においては、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。
 - ① 事業開始後2年を経過していない者
 - ② 建設工事等競争入札参加資格及び物品購入等競争入札参加資格を得ていない者
 - ③ 営業に関して、適法な資格・許可・免許等を有していること。
- (2) 施設の修繕においては、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。
 - ① 営業年数が1年以上の者
 - ② 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者は5人）以下の者
 - ③ 建設工事等競争入札参加資格を得ていない者
 - ④ 登録を希望する事業に係る資格、免許等（以下「資格等」という。）を有している者
 - ⑤ 登録を希望する事業に関し、自ら施工できる者

3 登録の有効期間

登録名簿に掲載された日から令和7年3月31日までとなります。

4 受付期間及び場所

(1) 受付期間

- ア 定期申請 令和5年 1月16日（月）～令和5年 2月 3日（金）
イ 随時申請 令和5年 4月 3日（月）～令和6年12月30日（月）

※ 土・日曜日、祝日を除きます。

(2) 受付場所 留萌市役所 総務部財務課契約係

(3) 申請方法 郵送による受付は認めませんので直接持参してください。

5 提出書類

① 留萌市少額契約希望者登録申請書

- [・ 物品の購入等に関する申請については様式第1号（その1）
・ 施設の修繕に関する申請については様式第1号（その2）]

- ② 修繕等実績書（様式第2号）〔施設の修繕の場合のみ〕
- ③ 商業登記簿謄本【履歴事項全部証明書】（法人のみ）
※ 法務局で発行しています。
- ④ 営業証明書（個人のみ）
※ 市役所1階の市民課戸籍住民係で発行しています。
- ⑤ 身分証明書（個人のみ）
※ 本籍が留萌の場合は、市役所1階の市民課戸籍住民係で発行しています。
- ⑥ 留萌市税の納税証明書【証明区分：滞納なし（営業用）、全課税税目】
※ 市役所1階の市民課戸籍住民係で発行しています。
- ⑦ 市税外使用料等の調査を認める同意書（参考様式）
- ⑧ 許可・免許等の写し（物品の購入等の場合）
営業に関して許可・免許等が必要な業種を選択する場合は必要になります。
- ⑨ 登録を希望する事業に係る資格等（技能検定合格証（1級）など）の写し（施設の修繕のみ）
- ⑩ その他必要と認める書類
詳しくは総務部財務課契約係までお問い合わせください。
【③～⑥・⑧・⑨は複写可です。また、書類はA4サイズに統一して提出してください。】

6 提出書類の注意事項

- (1) 留萌市少額契約希望者登録申請書【物品の購入、修繕及び役務の提供用】（様式第1号その1）
 - ・ 住所又は所在地、商号又は名称、代表者職・氏名、電話番号、FAX番号欄については、ゴム印がある場合はゴム印を押してください。（欄をまたがっても差し支えありません。）
 - ・ 申請・使用印について、法人の場合は代表者印、個人の場合は実印でなくても差し支えありませんが、ゴム等の変形しやすい材質のもの又は量産されているものは使用しないでください。
- ア 申請業種
 - ・ 登録を希望する営業の種類を「少額契約業種別分類表」より選択し、希望する営業の内容を記載してください。（複数選択可）
ただし、**登録業種は10業種以内とします。**
- イ 営業に必要な許認可の内容
 - ・ 営業に関して許可・免許等が必要な業種を選択する場合には、当該許可・免許等の名称を記載してください。
- ウ 事業所の概要
 - ・ 資本金 法人の場合のみ記載してください。
 - ・ 創業 商業登記簿謄本に記載している年月日、個人の場合は営業証明に記載している年月日を記載してください。
 - ・ 営業年数 創業からの営業年数を記載してください。
 - ・ 従業員数 従業員数は役員を含めて記入してください。
- エ 申請業種における最近1年間の主な納入実績
 - ・ 法人においては直近の決算期のもの、個人においては前年のものを記載してください。
ただし、事業開始後1年未満の方でその申請業種に関する決算期（確定申告）を迎えていない方については記載の必要はありません。
- オ 振込先銀行
 - ・ 振込先銀行、口座等を記載してください。
- (2) 留萌市少額契約希望者登録申請書【施設の修繕（営繕）用】（様式第1号その2）
 - ・ 住所又は所在地、商号又は名称、代表者職・氏名、電話番号、FAX番号欄については、ゴム印がある場合はゴム印を押してください。（欄をまたがっても差し支えありません。）

- ・ 申請印・使用印について、法人の場合は代表者印、個人の場合は実印でなくても差し支えありませんが、ゴム等の変形しやすい材質のもの又は量産されているものは使用しないでください。
- ・ 緊急時の連絡先については、祝祭日、夜間などに対応可能な場合は記入してください。

ア 登録希望事業

- ・ 免許等を有する登録希望業種を選択してください。(複数選択可)
ただし、実務経験を条件とする免許等での登録を希望する方は1業種に限ります。

イ 事業所の概要

- ・ 資本金 法人の場合のみ記載してください。
- ・ 創業 商業登記簿謄本に記載している年月日、個人の場合は営業証明に記載している年月日を記載してください。
- ・ 営業年数 創業からの営業年数を記載してください。
- ・ 従業員数 従業員数は役員を含めて記入してください。

ウ 登録を希望する事業における最近1年間の施工金額

- ・ 法人においては直近の決算期のもの、個人においては前年のものを記載してください。

エ 振込先銀行

- ・ 振込先銀行、口座等を記載してください。

(3) 修繕等実績書(様式第2号)

- ・ 登録希望業種に関する直近1年間の主な実績を記載してください。また、実績については登録希望する業種毎に最低2つ以上記載してください。
(欄が足りない場合は、修繕等実績書を複数枚又は記入欄を追加してください。)

(4) 履歴事項全部証明、現在事項証明書及び営業証明書【法人】(コピー可)

(5) 営業証明書【個人】(コピー可)

(6) 身分証明書【個人】(コピー可)

(7) 納税証明書(コピー可)

(8) 市税外使用料の調査を認める同意書

(9) 許可・免許等の写し(物品の購入等の場合のみ)

- ・ 「営業に必要な許認可の内容」欄に記載した許認可の写しを添付してください。

(10) 資格等の写し

- ・ 登録希望事業に関する資格等の写しを添付してください。

(11) 誓約書(参考様式)

- ・ 暴力団員または、暴力団関係事業者に該当しない旨の誓約と調査を認めるもの。

(12) その他必要と認める書類

※ (4)~(7)の証明は申請書提出時の3ヶ月以内に証明を受けたものを提出してください。

7 審査

- (1) 申請時に登録資格等の要件、申請書及び添付書類の記載内容等について審査します。
- (2) 申請時又は申請後において書類等に不備があった場合、申請時においては口頭で、申請後においてはFAX又は電話で申請書等の訂正又は再提出を指示することがあります。
- (3) 申請書類等に不備があり申請書の訂正等の指示後、特別の事情がなく15日以内に書類等が届かない場合は、申請の意思がないものとみなし、「申請不受理」の取扱いとすることがあります。
- (4) 登録要件及び申請内容に不備がない場合は、申請後(申請書の訂正等の指示があった場合は、その訂正等が終了後)14日以内に少額契約希望者登録名簿へ掲載されます。

8 資格の消失

少額契約希望者登録名簿に掲載後、次の各号のいずれかに該当した場合は、名簿から削除する場合があります。

- (1) 1及び2の登録要件に該当しなくなったとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令の規定に違反する行為を行うなどの不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 資格申請（変更に関する届出を含む。）において虚偽の記載をしたことが判明したとき。

9 変更届

- (1) 申請内容（社名、代表者、住所等）に変更が生じた場合は、留萌市少額契約希望者変更・廃止届（様式第4号）を提出してください。
- (2) 添付書類は変更事項により異なる場合がありますので、財務課契約係までお問い合わせください。

※ 添付書類……登記簿謄本等

10 その他

登録の有効期間については少額契約希望者登録名簿に掲載された日から令和7年3月31日まで有効となりますが、市が指示する日（令和6年2月頃）までに5の⑥の納税証明書を提出する必要があります。納税証明書の提出がないときは、登録を抹消する場合がありますので注意してください。

期間等につきましては、留萌市ホームページ等でお知らせしますのでご確認をお願いします。

※不明な点は、財務課契約係（Tel0164-42-1803 内線 285・286）までお問い合わせください。

- ・ 本登録は、契約(業務の発注)を約束するものではありません。
- ・ 施設の修繕業務は自ら施工することを原則とします。